

社会福祉法人 大分福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表第1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支払方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる源泉所得税及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 報酬の支払日は、支払が生じた月の月末とする。ただし、支払日の当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規則により旅費及び日当等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成30年 4月 1日 役員及び評議員の報酬等に関する規程(別表第2)

令和 2年12月 1日 役員及び評議員の報酬等に関する規程(第6条)

令和 5年 6月16日 役員及び評議員の報酬等に関する規程(第6条、第8条、第9条)